

平成24年

第2回市議会定例会 議案第8号

函館市屋外広告物条例の一部改正について

函館市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月13日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市屋外広告物条例の一部を改正する条例

函館市屋外広告物条例（平成17年函館市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号を削り、同項第4号中「第14条第1項の規定により指定された道自然環境保全地域ならびに同条例」を削り、「自然景観保護地区および学術自然保護地区」を「および自然景観保護地区」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「高速自動車国道および」を削り、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号中「自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項または第2項の規定により指定された国立公園または国定公園の区域および」を削り、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条第2項第1号中「風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「第14条第1項の規定により指定された道自然環境保全地域または同条例」を削り、「自然景観保護地区もしくは学術自然保護地区」を「または自然景観保護地区」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「高速自動車国道および」を削り、「限る」を「限る。以下この号において同じ」に、「ならびにこれら」を「および当該自動車専用道路」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「自然公園法第20条第1項の規定により指定された特別地域または」を削り、同号を同項第8号とし、同項第10号中

「および社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条各号に規定する公園または緑地の区域」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条各号列記以外の部分中「であって、規則で定める基準に適合するもの」を「（第4条および前条の規定の適用について規則で基準を定めたときは、当該基準に適合している広告物または掲出物件に限る。）」に改める。

第10条に次の4項を加える。

- 4 市長は、整備地区を指定しようとするときは、当該整備地区における広告物の表示または掲出物件の設置についての良好な景観の形成を積極的に誘導するための基準（第6項および第7項において「誘導基準」という。）を定めることができる。
- 5 整備地区における次に掲げる区域または道路において、第7条本文の規定の適用を受ける同条第4号または第9号に掲げる広告物または掲出物件で規則で定めるものを表示し、または設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
  - (1) 函館市都市景観条例第10条の2第1項に規定する景観形成街路沿道区域
  - (2) 前号に掲げる景観形成街路沿道区域に面する道路のうち、その道路に面することにより当該景観形成街路沿道区域として指定されることとなった道路
  - (3) 函館市都市景観条例第2条第2項第4号に規定する伝統的建造物群保存地区内の道路（道路法（昭和27年法律第180号）の道路（高速自動車国道を除く。）に限る。）
  - (4) 前号に掲げる道路に面した区域であって、市長が指定するもの
- 6 前項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る広告物の表示または掲出物件の設置が誘導基準に適合するよう努めなければならない。
- 7 市長は、第5項の規定による届出があった場合において、誘導基準

の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言、指導または勧告を行うことができる。

第10条の次に次の4条を加える。

(広告景観整備誘導指針)

第10条の2 市長は、整備地区における広告物の表示または掲出物件の設置についての良好な景観の形成に配慮すべき事項についての指針（次条第3項において「広告景観整備誘導指針」という。）を策定することができる。

(事前協議)

第10条の3 整備地区における第10条第5項各号に掲げる区域または道路において、第6条第1項の許可の申請をしようとする者または第10条第5項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、広告物の表示または掲出物件の設置についての良好な景観の形成への配慮に関する市長との協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

2 前項の規定により事前協議を行おうとする者は、書面により市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出があったときは、広告景観整備誘導指針に基づき協議事項を定め、当該申出をした者と協議をするものとする。

(事前協議の終了等)

第10条の4 事前協議は、全部の協議事項について協議をした場合において、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。

(1) 全部の協議が調ったとき。

(2) 全部または一部の協議が調わないこととなった場合において、当該事前協議の申出をした者が市長に事前協議を終了するよう申し出たとき。

2 市長は、事前協議が終了したときは、当該事前協議の申出をした者に対し、事前協議の結果を書面により通知するものとする。

3 第1項の規定により事前協議を終了した者は、当該事前協議におい

て協議が調った事項について、当該協議の結果に従い、第6条第1項の許可または第10条第5項の規定による届出に係る広告物の表示または掲出物件の設置を行うものとする。

(事前協議の内容の変更)

第10条の5 前条第2項の規定による通知を受けた者は、同項の書面に記載された事前協議の結果に係る内容を当該事前協議に係る第6条第1項の許可の申請または第10条第5項の規定による届出をする前に変更しようとするときは、あらかじめ、市長と変更協議を行わなければならない。

2 第10条の3第2項および第3項ならびに前条の規定は、前項の変更協議について準用する。

第41条第1項第1号を次のように改める。

(1) 第4条第1項第8号ならびに第5条第1項第1号、第4号から第6号までおよび第8号から第10号までならびに第2項第1号から第5号まで、第7号、第8号、第10号、第11号、第14号および第15号の規定による指定をし、またはその指定を変更し、もしくは廃止しようとするとき。

第41条第1項第2号中「、第7条」を削り、「および第10条第3項」を「ならびに第10条第3項および第4項」に、「定めよう」を「定め、または変更しよう」に改め、同項第3号中「の規定」を「(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同項第5号を同項第8号とし、同項第4号中「定めよう」を「定め、または変更しよう」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 第10条の2の指針を策定し、または変更しようとするとき。

第41条第1項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 第7条の基準を定め、変更し、または廃止しようとするとき。

(5) 第9条第1項ならびに第10条第1項および第5項第4号の規定による指定をし、またはその指定を変更しようとするとき。

第42条中「第5号から第7号までおよび第9号から第11号までならびに第2項第1号から第6号まで、第8号、第9号、第11号、第12

号，第15号および第16号」を「第4号から第6号までおよび第8号から第10号までならびに第2項第1号から第5号まで，第7号，第8号，第10号，第11号，第14号および第15号」に，「の規定」を「ならびに第5項第4号の規定」に，「および第10条第3項」を「ならびに第10条第3項および第4項」に改める。

第44条中「別表」を「別表第1」に改め，同条に次の4項を加える。

- 2 第33条の講習会を受けようとする者は，別表第2に定める手数料を納付しなければならない。
- 3 前2項の規定による手数料の納付は，第1項本文の許可または登録に係る手数料にあってはその申請の際に，前項の講習会に係る手数料にあってはその申込みの際にしなければならない。ただし，許可または登録に係る手数料の納付は，市長が特に認めるときは，当該許可または登録のときを納付の期限とすることができる。
- 4 市長は，公益上その他特に必要があると認めるときは，第1項本文の許可に係る手数料を減免することができる。
- 5 既納の第1項本文または第2項の手数料は，還付しない。ただし，市長は，特別の理由があると認めるときは，その全部または一部を還付することができる。

第52条中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

別表を別表第1とし，同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第44条関係）

手 数 料
1人1回につき 3,000円

附 則

- 1 この条例は，平成24年12月1日から施行する。ただし，第7条の改正規定および次項の規定は，公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条第4項の規定による基準の設定，同条第5項第4号の規定による指定および改正後の第10条の2の規定による策定な

らびにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第10条第4項および第5項第4号、第10条の2、第41条ならびに第42条の規定の例により行うことができる。

(提案理由)

広告景観整備地区内の景観形成街路沿道区域等において、許可等の適用除外とされている広告物の表示等の行為のうち特定の行為をしようとする者に対して届出義務を課し、および広告物の表示等に係る許可または届出を要する者に対して広告景観整備誘導指針に基づく協議事項について事前協議を義務付けることとし、ならびに制限地域および特別制限地域に関する規定、講習会について手数料を徴収すること等の手数料に関する規定、都市景観審議会への諮問に関する規定等を整備するため